

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	市場外保管場所の指定申請
概要	業務条例において、卸売業者は、市場内にある生鮮食料品以外の生鮮食料品を卸売してはならないこととなっていますが、市長が指定する場所にある生鮮食料品はこの限りではありません。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第39条（昭和46年条例第40号） ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> ) 中央卸売市場業務条例施行規則第61条（昭和47年規則第7号） ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> ) 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第46条（昭和47年規則第8号） ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	◎ 次のすべての要件を満たす場合又は農畜産業振興事業団の保管に係る肉類の卸売をする場合には指定をします。  1. 保存又は貯蔵する物品に規格性、貯蔵性があり、見本取引、銘柄取引が行われても公正取引が確保できること 2. 開設者が常時必要な状況を把握できる範囲の地域にあること 3. 施設の規模、構造及び名称が明確であること 4. 本場及び東部市場においては、卸売業者が、市場内における状況等から、生鮮食料品等の保管又は貯蔵のための場所を確保することができず、また、全ての物品を市場にまで持ち込まなくても、効率的な流通を推進できると判断されること 5. 南港市場においては、当該市場の狭隘化を緩和し、輸送コストの低減等を図ることができると判断されること
標準処理期間	1 週間
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shi-jo/page/0000023288.html">http://www.city.osaka.lg.jp/shi-jo/page/0000023288.html</a>
備考	—